

水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表

旧	新
1 から4 まで（略） 5 規模および構造設備 (1)から(8)（略） (9) (6), (7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 ア 一般居室, 介護居室および一時介護居室は次によること。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 各個室の定員は1 人とする。ただし, 入居者が夫婦・兄弟・姉妹である等, プライバシーの確保に支障がない間柄の者同士である場合に限り, 2 人とすることができる。その場合の入居者1 人あたりの床面積は, (ア)の基準によること。 (エ)（略） 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1)（略） (新設) (2)（略）	1 から4 まで（略） 5 規模および構造設備 (1)から(8)（略） (9) (6), (7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。 ア 一般居室, 介護居室および一時介護居室は次によること。 (ア)～(イ)（略） (ウ) 各個室の定員は1 人とする。ただし, 入居者が夫婦・兄弟・姉妹である等, プライバシーの確保に支障がない間柄の者同士である場合に限り, 2 人とすることができる。その場合の入居者1 人<u>当たり</u>の床面積は, (ア)の基準によること。 (エ)（略） 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1)（略） (2) <u>市長が, 火災予防, 消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて, 次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって, 火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては, 5(2)の規定にかかわらず, 耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> <u>ア スプリンクラー設備の設置, 天井等の内装材等への難燃性の材料の使用, 調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により, 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u> <u>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており, 円滑な消火活動が可能なものであること。</u> <u>ウ 避難口の増設, 搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により, 円滑な避難が可能な構造であり, かつ, 避難訓練を頻繁に実施すること, 配置人員を増員すること等により, 火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u> (3) <u>戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3 以下）を有料老</u>

7 (略)

8 有料老人ホーム事業の運営

(1)から(3)まで(略)

(4)個人情報の取り扱い

(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日・厚生労働省）」を遵守すること。

(5)事業継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(4) (略)

7 (略)

8 有料老人ホーム事業の運営

(1)から(3)まで(略)

(4) 個人情報の取り扱い

(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）」を遵守すること。

(5)事業継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ウ(略)

(6)から(8)まで(略)

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

イ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくように努めること。

ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

エ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

オ 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。
協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

カ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

ウ(略)

(6)から(8)まで(略)

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決め、設置者と医療機関との間で協定等を締結すること。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

イ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時の対応を取り決めるよう努めること。

ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

オ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決め、設置者と歯科医療機関との間で協定等を締結するよう努めること。

カ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

キ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

ク 入居者が医療機関を自由に選択することを妨げないこと。
協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者

(10)から(11)まで(略)

9 サービス等

(1)から(3)まで(略)

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年度法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。

アからエまで(略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

カ(略)

(5)(略)

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

ケ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(10)から(11)まで(略)

9 サービス等

(1)から(3)まで(略)

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年度法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

アからエまで(略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。なお、同一施設内の複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

カ(略)

(5)(略)

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

(7) (略)	
10 から 11 まで (略)	
12 契約内容等	
(1) から (5) まで (略)	
(6) 入居募集等	
アからイ (略)	
(新設)	
(7) から (9) まで (略)	
13 (略)	
14 電磁的記録等	
(1) 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この指導指針の	

(7) (略)	
10 から 11 まで (略)	
12 契約内容等	
(1) から (5) まで (略)	
(6) 入居募集等	
アからイ (略)	
ウ 入居募集に当たり, 有料老人ホームが, 高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者 (以下「情報提供等事業者」という。) と委託契約等を締結する場合は, 次の事項に留意すること。	
(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には, 例えば, 入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった, 社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定に依拠しないこと。	
また, 上記のような手数料の設定に依拠しないこと。また, 情報提供等事業者に対して, 入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに, 優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。	
(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては, 当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。	
また, 公益社団法人全国有料老人ホーム協会, 一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の 3 団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い, 行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。	
(7) から (9) まで (略)	
13 (略)	
14 電磁的記録等	
(1) 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この指導指針の	

規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，<u>磁器</u>的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 交付，説明，同意，承諾その他これらに類するもの（以下，「交付等」という。）のうち，この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，<u>磁器</u>的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 付 則 1 及び 2（略） 付 則 1 及び 2（略） 付 則 1 及び 2（略） （新設） 別紙様式 （略）	規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，<u>磁気</u>的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 交付，説明，同意，承諾その他これらに類するもの（以下，「交付等」という。）のうち，この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，<u>磁気</u>的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 付 則 1 及び 2（略） 付 則 1 及び 2（略） 付 則 1 及び 2（略） <u>付 則</u> <u>1 この指針は，令和 7 年 3 月 1 日から実施する。</u> 別紙様式 （略）
--	--